

認定調査員 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本医療教育財団（以下「財団」という。）の「外国人患者受入れ医療機関認証制度」（以下「認証制度」という。）の審査に関わる認定調査員に対して、その使命、職務および遵守すべき事項ならびに倫理・行動規範等を定めることを目的とする。

(使命)

第2条 認定調査員は、財団の事業目的に沿った活動を通して医療機関の外国人患者受入れ体制整備に寄与することを使命とする。

(心得)

第3条 認定調査員は調査にあたって、以下の点に留意すること。

- (1) 認証制度は外国人患者の受入れ体制について認証するものであり、医療の質を問うものではない。
- (2) 受審医療機関と認定調査員は対等である。
- (3) 受審医療機関に過度の負担をかけないように、ただし、十分な調査を実施する。
- (4) 調査は順位付けや査定をするものではないことを認識する。
- (5) 調査の判定は評価基準に従い、公正・客観性を守り、私的な見解をはさまない。
- (6) 受審医療機関に対し個人的な感想を述べることや指導は行わない。

(職務)

第4条 受審医療機関について、財団から事前を送付される「書面調査」書類、ならびに受審医療機関資料をあらかじめ確認する。

- 2 書面調査・訪問調査さらに調査結果のとりまとめから成る一連の調査業務に参加し、受審医療機関の状況について情報収集、評価判定および分担した報告書案の作成を行う。
- 3 チームとして「調査結果報告書」をとりまとめ、期間内に財団に提出する。

(守秘義務)

第5条 認定調査員としての業務遂行にともない得られた情報は認定調査員を辞した後もなお外部に漏らしてはならない。

- 2 担当医療機関の資料ならびに調査結果の記入された調査票および調査結果報告書は、調査終了後、速やかに財団に返却する。また、これらの資料を複写してはならない。

(中立的立場への配慮)

第6条 利害関係を有する等、自身と関連の深い医療機関の調査は担当しない。

- 2 担当医療機関の調査に際して、事前に財団の許可なく私的に医療機関と連絡を取ってはならない。

(訪問調査における言動)

第7条 訪問調査においては、財団であらかじめ設定した評価対象の範囲を超えて調査活動を行ってはならない。

2 訪問調査においては、認定可否などの調査結果について言及してはならない。

(名称の使用制限等)

第8条 「認定調査員」の名称は、訪問調査において使用することを原則とし、私的、もしくはその他の目的に使用してはならない。

2 財団以外の者の依頼を受けて、私的に同様の業務を行ってはならない。

(倫理)

第9条 財団の認定調査員であることを認識し、財団の名誉と信用を傷つける行為をしない。

2 評価基準に基づき、公正、中立かつ責任ある態度をとる。

3 必要に応じて、事業の意義や目的について関係者に適切に伝える。

(行動規範)

第10条 認定調査員は、評価事業が財団と医療機関との契約に基づくものであることを認識し、訪問調査に際しては、医療人としてのマナーを心得、丁寧な言葉使いや慎重な態度を心掛ける。

(チームワーク)

第11条 適切な調査は、認定調査員チームの適切な協力体制のもとで実現されることを認識し、チームの一員として、協調、連携に努める。

2 お互いに尊敬しあい、専門領域間での連携に努める。

3 調査、報告書作成等の業務を適切に分担する。

(能力・資質の維持向上)

第12条 認定調査員として、適切、正確な業務を遂行するために、自己研鑽を行い、自身の能力・資質の維持向上に努める。

(登録の抹消)

第13条 認定調査員は、その行動が本倫理規程に反した場合、または本倫理規程に反していることが判明した場合は、登録を抹消されることがある。

附 則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。